

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	選挙管理委員会事務局
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長選管第30号
委 託 業 務 名 称	地方公共団体情報システム(選挙人情報管理システム)の標準化にかかるFit&Gap調査支援業務
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地
業 務 の 概 要	国から提示されている「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の早期に実施可能な作業内容に基づき、投票管理システム(期日前投票システム・当日投票システム)のFit&Gap分析による各種資料の作成支援を行う。
履 行 期 間	令和5年8月11日 から 令和6年3月15日
契 約 年 月 日	令和5年8月10日
契 約 額 (税 込)	1, 265, 000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕東大阪市長田中3丁目6番1号 〔商号又は名称〕株式会社ムサシ 大阪支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務は令和7年度末が標準システムへの移行期限とされており、Fit&Gap分析も令和5年度に速やかに完了させる必要があるため、本業務の受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知していることが必要な要件となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 また、標準化に係る情報提供依頼(RFI)において、当該業者のみ回答が提出されたことから、当該事業者を特定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。